

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告）

令和2年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等につきまして、令和元年11月6日付武蔵野市国民健康保険運営協議会からの答申等を踏まえ、以下のとおり修正しました。条例改正案は令和元年第4回市議会定例会にて可決され、公布されました。

項番	国民健康保険運営協議会 への諮問案	令和2年度の税率等
①	【課税限度額】 基礎（医療）分 61万円（+3万円） 後期高齢者支援金分 19万円（改正なし） 介護納付金分 16万円（改正なし）	諮問案から変更なし
②	【所得割率】 基礎（医療）分 5.00%（+0.10%） 後期高齢者支援金分 1.80%（+0.05%） 介護納付金分 1.50%（+0.05%）	諮問案から変更なし
③	【均等割額】 基礎（医療）分 25,900円（+1,700円） 後期高齢者支援金分 9,800円（+800円） 介護納付金分 12,200円（+500円）	諮問案から変更なし
④	【子育て世帯への配慮】 1 対象世帯 (1) 18歳未満である被保険者が2人以上いること。 (2) 擬制世帯主を含む被保険者全員の前年の所得額の合計が <u>300万円未満</u> であること。 2 減免額 (1) 18歳未満である被保険者の2人目に係る均等割額の5割相当額 (2) 18歳未満である被保険者の3人目以降に係る均等割額相当額 ※軽減世帯については軽減相当額を除く 【参考】 対象世帯数 <u>317世帯 (23.82%)</u> 被保険者数 <u>715人 (35.59%)</u> 影響額 <u>約374万円</u>	【子育て世帯への配慮】 1 対象世帯 (1) 諮問案から変更なし (2) 擬制世帯主を含む被保険者全員の前年の所得額の合計が <u>400万円以下</u> であること。 2 減免額 諮問案から変更なし 【参考】 対象世帯数 <u>366世帯 (27.50%)</u> 被保険者数 <u>821人 (40.87%)</u> 影響額 <u>約478万円</u>